

栃木県無人自動運転移動サービス推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 無人自動運転の実用化に向けて、新たな技術の開発、関係法令の整備等が急速に進展する中、県内各地域の特性に応じて、公共交通機関への無人自動運転技術の導入を促進し、持続可能な公共交通サービスの提供を確保するため、栃木県無人自動運転移動サービス推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、県内の公共交通機関への無人自動運転技術の導入に向けて、実証実験の実施、年次計画の策定、普及啓発の推進等について調査審議し、情報の提供、助言その他必要な協力を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 公共交通事業者を代表する者
- (2) 公共交通関係団体を代表する者
- (3) 自動車関連企業を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に、関係法令の観点から参考意見を求める必要があるときは、オブザーバーを置くことができる。

6 オブザーバーは、当該関係法令を所掌する国の行政機関又は県に属する者のうちから、知事が選任する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者からの意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月22日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。